

〔平成26年10月27日〕
所 長 裁 定
最終改正 平成30年3月30日

(目的)

第1条 本指針は、情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「研究所」という。）における情報・システム研究機構国立極地研究所学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用につき必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本指針におけるリポジトリとは、研究所の学術研究の発展に資するとともに、広く社会に貢献することを目的として、研究所における研究・教育活動成果物（以下「資料」という。）を電子的に収集・蓄積・保存し、所内外にネットワークを通じて無償で発信・提供する電子アーカイブシステムをいう。

(管理・運営)

第3条 リポジトリの管理・運営は、情報・システム研究機構国立極地研究所情報図書室（以下「情報図書室」という。）において行うものとする。

(登録する権利を有する者)

第4条 リポジトリに資料を登録する権利を有する者は以下のとおりとする。

- 一 研究所に現に在籍する教職員
 - 二 その他国立極地研究所情報図書室長（以下「情報図書室長」という。）が認めた者
- 2 登録を希望する者は、申請書（別紙様式1）を情報図書室長に提出し、承認を得なければならない。

(登録の対象となる資料)

第5条 登録の対象となる資料は、次の要件を全て満たすものとする。

- 一 学術的に意義のある資料であること
- 二 研究所に在籍する、又は在籍したことのある教職員が作成に関与したものであること
- 三 電子的フォーマットで作成されていること
- 四 ネットワークを通じて配信できること

(著作権と利用許諾等)

第6条 リポジトリに登録する資料の著作権が、第4条第2項に定める承認を得た者（以下「登録者」という。）にのみ帰属している場合は、登録者は、情報図書室に対して第7条第1項に定める利用を無償で許諾するものとする。

- 2 リポジトリに登録する資料の著作権が、登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、情報図書室に対し、第7条第1項に定める利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得たことを証明する書面を提出しなければならない。
- 3 リポジトリに登録する資料の著作権が登録者以外に帰属している場合は、登録者は、情報図書室に対し、第7条第1項に定める利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得たことを証明する書面を提出しなければならない。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合には、これを要しない。

(資料の利用)

第7条 登録者は情報図書室に対し、次に掲げる方法でリポジトリに登録された資料を利用することを許諾する。

- 一 当該資料を複製し、リポジトリを構築するサーバに保存すること
 - 二 前号の複製物を、ネットワークを通じて不特定多数の者に無償で公開すること
 - 三 保存及び利用可能性の維持のため、資料の複製・媒体変換を行うこと
- 2 情報図書室は、ネットワークを通じてリポジトリに登録された資料を利用する者に対し、著作権法及び著作権法に基づく命令その他の関係法令を遵守するよう周知する。

(資料の差替え・削除)

第8条 情報図書室は、以下の場合にリポジトリに登録された資料の差替え又は削除を行う。

- 一 登録者が理由を付して差替え又は削除の申請を行い、それを情報図書室長が承認した場合
 - 二 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である又は内容が著しく不適切である等の理由により、情報図書室長が削除を決定した場合
 - 三 その他情報図書室長が認めた場合
- 2 前項にかかわらず、情報・システム研究機構国立極地研究所デジタルオブジェクト識別子(DOI)付与ガイドライン(平成28年9月30日研究所会議決定)に基づきDOIが付与された資料の差替え又は削除に当たっては、当該ガイドラインの定めるところによるものとする。

(免責事項)

第9条 リポジトリに登録された資料の公開あるいはその利用によって発生した登録者、著作権者又は利用者のいかなる損害・不利益についても、情報図書室は一切責任を負わない。

(準拠法・裁判管轄)

第10条 本指針の解釈、適用については、日本国法が準拠法として適用され、また、リポジトリに登録された資料に関して生じる紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第11条 本指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項については、情報図書室長が定める。

附 則

この指針は、平成26年10月27日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年3月30日から施行する。